

3 中洲小学校いじめ防止全体計画

学校教育目標
 確かな学力をもち、心豊かでたくましい“中洲の子”を育成する

家庭・地域社会との連携

- ・ P T A総会
- ・ P T A理事会
- ・ 学級P T A
- ・ 校区コミュニティ協議会

【心の教育対策委員会】
目的
 学校におけるいじめの防止，早期発見及び対処等に関する措置を実効的・組織的な対応を行う
組織構成
 校長 教頭 生徒指導主任 学年主任 養護教諭
 担当職員 ※児童民生委員
 ※心理・福祉の専門家等 SC, SSW, 医師 (※は必要に応じて)

関係機関等との連携

- ・ 市教育委員会
- ・ 児童・民生委員
- ・ SC, SSW
- ・ 人権擁護委員

教育活動の重点
☆心理的安全の確保と未然防止

- ・ 全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず，いじめ防止に努める。

※いじめの未然防止につながる発達支持的生徒指導の充実

- ・ 多様性を認め，他者を尊重し，互いを理解しようと努め，人権侵害をしないよう働きかける。

☆児童の主体的な活動や姿勢
【課題未然防止教育の充実】

- ・ 集会活動での縦割り活動の充実
- ・ 奉仕活動の充実(朝掃除等)
- ・ いじめを行わない。許さない。
- ・ いじめを認知しながら放置しない。

【いじめの未然防止】

- 学校の教育活動全体を通じ，全ての児童に「いじめは『人権侵害行為』であり，決して許されないこと」への理解を促す。
- いじめの背景にあるストレス等の要因を見出し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき，いじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- いじめの問題への取組の重要性について保護者はもちろん地域住民にも認識を広め，家庭や地域社会が一体となって取り組むための啓発を行う。

【いじめの早期発見：課題早期発見対応】

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組の充実を図る。
- 保護者や地域住民からの情報提供への俊敏な対応及び見届けの徹底，教職員同士の緊密な情報交換を行う。
- 毎月20日の生活なやみ調べや教育相談の実施等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに，家庭や地域社会と連携して児童を見守る環境づくりに努める。

【いじめに対する措置】

- いじめに関する相談を受けた場合，速やかに管理職に報告し，事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は，心の教育対策委員会を開き，対応を協議する。
- いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては，教育委員会及び警察等と連携して対処する。

【いじめ解消の状態】

- いじめが相当期間(3カ月目安)止んでいることや被害者児童及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認して行う。

生徒指導体制

- ・ 一人で抱え込まない。抱え込ませない。
- ・ どんなことでも問題を全体に投げかける。
- ・ ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる。
- ・ 継続的な振り返り(リフレクション)を大切にすする。

相談体制

- ・ 児童民生委員や児童相談所，警察との情報共有
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーとの連携

職員研修の重点

- ・ 全職員による共通理解のための取組
- ・ 生徒指導の研修(校内・校外)
- ・ カウンセリングや教育相談についての研修
- ・ 自己肯定感・自己有用感を高める教育活動の実践